

オランダ東インド会社とトンキン 一六五三年

Generale Missiven 1654 より

栗原 福也

はしがき

1617年、オランダの連合東インド会社十七人重役会は「貿易と戦争、ことにはキリスト教、学校その他の進展が東インド各地でどのように遂行され管理されているか、それらのことがらがどれほど成功しているかを知るために、また、それらの状況に応じてあらゆる命令を出すことができるように、毎年、東インドの状態についての完全な報告が行われなければならない」と定めた¹⁾。

この決議に従って、バタヴィア総督府 Hoge Regering を構成する総督と東インド評議員は、以後 Generale Missiven 「一般報告」と呼ばれることになる報告書を共同で作成して署名し、本国の十七人重役会に送るようになった。東インド会社はアジアにおける貿易を目的として創設されたのであるから、当然に、この報告書の実質は、いわば会社のアジア地域統括本部によるアジアにおける営業活動全般の年次報告書であって、そこには、アジアにおけるすべての商館の貿易活動、財務状況、当該地域の市況・取引相手・競争者、また時に貿易活動に関係ある経済・政治・社会的背景の説明などが、各地の商館毎に順次詳細に綴られている。

バタヴィアには各地の商館から商館日記、帳簿、報告、書簡などが送られ所蔵されていたので各商館とアジア各国に関する膨大な情報が蓄積されていたうえに、総督や東インド評議員は各地の商館に勤務して豊かな実務経験を持ち、アジアの諸状況に精通した人々である。したがって、この報告書には、アジア貿易全体の観点から、各商館の営業活動に関する正確で首尾一貫した展望が行われ、加えて、商館の直面する問題、それに対するバタヴィアの経営戦略などが披瀝されている。

ハーグの国立中央文書館に所蔵されているこの報告書の原本は全部でフォリオ版十二万頁に及ぶ膨大な量で、これを丸ごと翻刻出版するのはほとんど不可能に近い。かつて(1896-1931)、この報告書に劣らぬ膨大な史料「バタヴィア城日誌」を丸ごと翻刻出版する事業が企てられ、「バタヴィア城日誌」三十一巻が刊行されたが、

ようやく1682年までたどり着いたところで現在その刊行は休止となっている²⁾

多分、このことにかんがみて、オランダの国史史料刊行会は前ユトレヒト大学植民史教授コールハース博士W. Ph. Coolhaasに委嘱して、報告書の最初から終り(1800年)までの抜書(全体の約十分の一)を出版することを計画した。抜書の出版とはいえ、それは各冊平均1000ページ、十巻という大事業で、現在八冊が刊行されている³⁾

この出版のおかげで、われわれは従来閑却されていた十八世紀についても多くの情報を得られるようになったが、他方、それが部分的な史料出版であるための不便も少なくない。コールハース博士自身もどの部分を史料集に採択するかについて、「最善を尽くして抜書をして、必ず歴史家たちを落胆させることになることは最初から分かっている」とその苦衷を表白している⁴⁾

筆者はかねてからこの史料に関心を抱き、コールハース氏の編纂した史料集に頼って1630年代の平戸オランダ商館の部分の翻訳を試みたが、上に述べた理由から、長崎商館に関する印象は断片的で、一貫したイメージを得られなかったように思う⁵⁾。今回、報告書(1654年度)のトンキン商館の部分の部分を原本から直接に丸ごと翻訳してみたのは、それによって当該年度(報告書の日付は1954年1月19日だから、その内容は1653年度分である)のトンキン貿易についての全貌を明らかにすることができるだろうと考えたからである。

I バタヴィア トンキン 日本

中世末以来、永年にわたって海外に渡航活躍した和寇も十六世紀中葉を頂点として急速に終息する。しかし、このころから日本の金、銀、銅生産量は急速に拡大し、また次第に政治的統一と社会秩序の回復が進展する中で、国民生活の向上や国内産業の発達がみられ、中国の生糸、絹織物に対する無限の需要が引き起こされた。今や沈静した和寇に代わって、ポルトガル人、スペイン人、中国人、やや遅れてオランダ人、イギリス人が日本に中国産生糸、絹織物をもたらし、その対価として大量の銀を運び出した。

豊臣秀吉の朝鮮侵略の前後から慶長の初年にかけて、日本の対外貿易は再び盛んとなり、日本船の海外渡航もまた頻繁になる。秀吉の朱印船制度のあとを受けて、徳川幕府は異国渡海御朱印状を発給して朱印船制度を確立する。朱印船貿易発展のもっとも重要な原因は、対岸明国における海禁の励行と日明貿易の途絶であるとい

われる。

日本人が中国産生糸、絹織物を入手しようとするれば、中国沿岸以外の地域すなわち、琉球、台湾、呂宋、安南（ベトナム）、暹羅などにおいて、明の海商との出会貿易や現地商人を介してこれを購うか、もしくはこれらの地方産の代替品を求めなければならなかった。これらの地域のうち、台湾はまだ未開の島で中国人ジャンク船との出会貿易の基地にすぎなかったため、カトリックの国が支配するマニラ、マカオを除けばベトナムは日本からもっとも近い渡航先だったのである。⁶⁾

十七世紀のベトナムには黎朝が衰微したのち、北部には安南国（オランダ側の史料ではトンキン Tonkin）、中部には広南国（同じくクイナン Quinan）の二王国があった。カチョウ Catchouw（現ハノイ）を都とするトンキンの支配者鄭氏とフエ（順化、現セヌア）に拠るクイナンの支配者阮氏は相互に覇を競い、両国は1627年から1672年にかけて断続的に交戦状態にあった。

日本人は十六世紀末からベトナム中部地方（交趾）に渡航し、朱印船制度確立以後、彼我両国間の親交と日本人の渡航は加速度的に発展し、フエイフォ（現ホイアン）、ダナン（現トゥラン）には大きな日本人町が出現した。こうして、中国人によって多量の生糸が同地方にもたらされ、日本人が来てこれを購入して日本へ持ち帰り、先行のポルトガル人勢力を圧倒するに至った。⁷⁾

寛永12年（1635年）の日本船海外渡航禁止令は日本へ輸入する生糸・絹織物を確保しようとするオランダ東インド会社にとって手強い競争者だった朱印船貿易を終焉させた。

日本へ持ち渡る生糸を確保するために、この地域の商権を拡大しようと満を持していた東インド会社は、日本でトンキン市場について多分中国商人や朱印船貿易家から綿密な聞き取り調査をした商館長クーケバッケルの勧告に基づいて早速にトンキン航行の訓令を発した。1637年、クーケバッケルは商務員カーレル・ハルティングを船長として、銀、銅銭などを積んだスヒップ船グロル（Grol）を平戸からタイオワン、クイナン経由でトンキンへ送らせ、ここにオランダ東インド会社による日本・トンキン貿易が開始された。⁸⁾

東インド会社は1639年には、同地在住の日本人和田理左衛門の持家を買って仮商館とし、ついで敷地を入手して商館を建築し、本格的にトンキン貿易を営むようになった。同年、幕府の発したガレウタ船渡航禁止によって日本貿易を独占した東インド会社はいまやクイナン、トンキン方面で朱印船貿易の地盤を継承したのである。

ところで、クイナン、トンキンのうち、種々の理由から、会社が通商関係を持っ

たのは主として後者トンキンであった。中国最南端の海南島を西側から抱くように広がるトンキン湾がある。紅河（ソンコイ河）はトンキンを貫流し、いくつもの分流となってトンキン湾に注ぎ、紅河デルタ地帯を形成する。河口から固い砂地と浅瀬の分流の一つを約100キロさかのぼったところに、トンキン国王の住む都カチョウがあり、オランダの商館もそこにある。

日本・トンキン貿易の経過については、日本商館の帳簿（あるいは送状）を使ったP. W. クレイン氏の研究がある⁹⁾。以下で氏の見解に私見を加えて、1650年代前半までの日本・トンキン貿易の展開をたどり、その趨勢の中に1654年度「一般報告」中の「トンキン」の記述を位置づけてみたい。

1641年から1654年までのあいだに、早くも東インド会社のトンキン貿易は絶頂期を迎える。「表」1の示すように、この14年間における、会社の日本への全輸入価額は12,849,000グルデンで、そのうち生糸、絹織物の占める全輸入価額は6,980,000グルデン（約54%）である。そして、この生糸、絹織物の全輸入価額のうち、トンキンから直接に輸入された生糸、絹織物の価額は3,536,000グルデン（約50%）〔うち、生糸の価額は2,687,000グルデン（約76%）〕となる。

この時期、会社が日本から輸出した丁銀 schuytgelt は年平均1,500,000グルデンに達したが、その四分の一はトンキンからの生糸、絹織物その他若干の輸入品の対価としてトンキンへ流出したことになる。そして、1641年～1654年のあいだに、長崎商館がバタヴィア本店勘定に振り替えた全販売益の三分の一はトンキン生糸の輸入から得られたものである。なおクレイン氏の計算ではこの14年間のトンキン生糸の利潤は130%、1645年から始まったベンガル生糸は少し低く105%、仕入価額の高い中国産白糸は37%だった。

クレイン氏の作成した「表」2に見られるように、東インド会社による日本への生糸、絹織物の全輸入量は1635年～1640年（第一期）が年平均約1,772,000グルデン、1641年～1654年（第二期）が約499,000グルデン（第一期の72%減）と下降し、1655年～1668年（第三期）が802,000グルデンと再上昇する。生糸、絹織物の全輸入量のうち、第一期にはタイオワン（恐らく大部分は中国産白糸）からの輸入が87%、第二期にはトンキンからの輸入が51%、第三期にはバタヴィアからの輸入が67%を占め、トンキンからの輸入は19%に減少する。

上に述べたように、オランダ東インド会社のトンキン貿易は日本商館長のイニシャチブによって開始され、日本から資金と貨物を積んだ会社の船は、トンキンで日本向けの生糸・絹織物を仕入れて日本に戻った。このように、トンキン貿易は初発

表1 VOCの対日生糸、絹織物輸入額 1635-1696 (単位、1000 グルデン)

1 年代	2 全商品 輸入総額	3 生糸・ 絹織物	4 トンキンより		5 トンキン産 タイオワン、バ タヴィア経由	6 船 総数	6 船 数 トンキンより
			生糸・絹織物	生糸			
1635	1,009	731	0	0	0	8	0
1636	1,593	1,116	0	0	80	9	0
1637	2,647	1,420	177	168	21	12	1
1638	3,625	2,219	167	155	1	11	1
1639	3,471	1,687	0	55	55	11	0
1640	6,286	3,457	622	492	0	12	3
1641	1,067	470	178	164	1	5	1
1642	737	423	87	72	2	6	1
1643	774	351	118	101	0	6	1
1644	1,377	525	234	190	1	6	1
1645	1,432	939	297	243	0	9	2
1646	901	459	307	222	1	10 (8)	3 (2)
1647	789	400	287	214	9	8	1
1648	649	431	327	187	0	4 (6)	1
1649	578	277	209	201	3	6 (7)	1
1650	916	579	299	257	0	6	1
1651	974	584	362	280	12	8	2
1652	1,031	521	362	295	0	9	2
1653	917	626	310	261	0	5	1
1654	707	395	159	150	0	8 (4)	2 (1)
1655	683	323	0	0	0	8 (4)	1 (0)
1656	1,412	867	225	223	0	7 (8)	1
1657	1,061	611	90	779	0	8	1
1658	1,084	571	0	0	0	10	0
1659	1,138	710	183	183	0	8	1
1660	994	626	0	0	0	5	0
1661	1,236	896	174	174	33	8	1
1662	1,583	1,083	144	143	6	10	1
—	—	—	—	—	—	—	—
1665	1,756	1,174	231	228	0	12	2
1666	1,010	551	208	205	—	—	—
1667	1,346	750	299	235	59	8	1
1668	2,017	1,409	432	369	—	9	1
1669	1,409	998	322	322	—	3	1
1670	1,437	860	0	0	0	7	0
1671	1,102	501	0	0	3	7	0
1672	1,739	1,065	0	0	0	—	0
1673	1,478	997	0	0	0	—	0
—	—	—	—	—	—	—	—
1677	1,010	729	0	0	268 (236)	—	0
—	—	—	—	—	—	—	—
1679	818	500	0	0	148 (138)	5	0
—	—	—	—	—	—	—	—
1686	575	80	0	0	52 (33)	4	0
1687	355	12	0	0	0 (0)	3	0
1688	576	173	0	0	22 (9)	4	0
1689	488	70	0	0	24 (24)	—	0
1690	572	157	0	0	26 (5)	3	0
1691	555	144	0	0	3 (3)	4	0
1692	613	270	0	0	0 (6)	6	0
1693	735	204	0	0	20 (20)	7	0
1694	450	237	0	0	0 (0)	5	0
1695	730	177	0	0	0 (0)	5	0
1696	473	208	0	0	11 (0)	4	0

P. W. Klein, De Tonkinees-Japans Zijdehandel. pp.167-8 より引用。コラム5のトンキン産生糸・絹織物については、1662年まではタイオワン経由、以後はバタヴィア経由。()の中は生糸。〔 〕の中の船舶数は筆者による修正。

表2 東インド会社の対日生糸輸出地の推移

(単位、1000 グルデン)

期 間	総 額	タイオワン		バタヴィア		トンキン		そ の 他	
		総 額	%	総 額	%	総 額	%	総 額	%
1634-1640	10,630	9,228	87	399	4	966	9	37	.
1641-1654	6,981	1,611	23	1,827	26	3,538	51	6	.
1655-1668	8,827	64	1	5,920	67	1,687	19	1,156	13
1635-1668	26,438	10,903	41	8,146	31	6,191	23	1,191	6

P. W. Klein, De Tonkinees-Japans Zijdehandel, p.171 より引用。

から対日貿易の一環として、あるいは対日貿易を補完するものとして、日本貿易を拡大するために企図され、成功を収めるに至ったのである。

したがって、日本-トンキン貿易は往路タイオワンを経由する以外、ほとんどが長崎-トンキン間を直行する船によって行われ、本拠地バタヴィアはこれに与らなかったのである。トンキン商館開設から1652年に至るまで、同商館における営業活動を、出島(1641年までは平戸)の帳簿で一括して処理していたのもこのためであろう。つまりトンキン商館で作成された帳簿は、毎年出島に送付され出島商館の帳簿に合併されたのであった¹⁰⁾。

すでに1636年、ポルトガル人を追放したのちに、生糸の安定的な輸入が可能かどうかを密かに案じていた幕府は、長崎奉行をしてそのことを商館長に尋ねさせている。この時点において、会社は中国人海商がタイオワンのゼーランディア城に持ち渡った中国産白糸を日本へ輸入していたのであるが、幕府の期待に応え、生糸の輸入を拡大して日本の需要を満たし、かつはその対価として可能な限り大量の日本銀を輸出するためには、生糸の調達基地タイオワンを補強し、あるいはタイオワンに代わる生糸供給地を獲得することが、会社にとって重要な選択だったに違いない。

なぜなら、会社にとって莫大な損失と犠牲を伴ったタイオワン事件は解決したとはいえ、タイオワンにおける中国人とのあいだの緊張は少なくはなかったからである。そのうえ、トンキン貿易の開始という選択は東インド会社にとって幸いであった。「表」2が示すように、1640年代に入ると、明清交代期の動乱の中で、中国人海商がタイオワンへもたらす中国産白糸は激減し、さらに、南・東シナ海上では鄭芝竜父子の勢力拡大がタイオワン商館の将来に黒い影を落とし始めていた。

さて、東インド会社による日本への生糸輸入の第三期には、トンキンからではなく、バタヴィアからの輸入が全体の67%と輸入の主要部分を占めることになった。その原因としては、当然ながら、第一にトンキンにおける生糸、絹織物の入手には、後述するように、絶えず困難がつきまとい、買入の量が順調に伸びなかったこと、

第二にバタビアへの生糸、絹織物の流入が増えたことである。その結果、日本への最大の生糸、絹織物輸出地だったトンキンに代わって、いまや次第にバタヴィアがその主要輸出港になったのである。

バタヴィアへの生糸、絹織物輸入の増大をもたらした要因は、中国産生糸、絹織物を船載する中国人ジャンク船の来訪とベンガル生糸の輸入増大の二つであった。

1619年の、バタヴィア市建設以後、市の発展を企図する総督は中国人の移住を歓迎したため、毎年五隻前後のジャンク船が年平均1000人に及ぶ中国人移民とともに中国産の絹織物、砂糖、陶器、鉄鍋、釘、針、傘、木靴、金箔、陶器、果実、大量の粗布などを積んでバタヴィアへ来航するようになった。

中国人ジャンク船のバタヴィアへの来航は中国人移住者を増やし、バタヴィア市民に消費物資を提供したり会社の取引を拡大したから、バタヴィア総督はジャンク船貿易をできるだけ奨励した。1626年にバタヴィアへ来航した五隻のジャンク船の船長は、次年度再び来航することを条件に、入港税の半分の支払延期の許可状を付与され、また船長、勘定方、水夫長、船大工などに至るまで象牙や胡椒入りの袋を与えられた。そして東北モンスーンとともに最初に入港したジャンク船は関税を免除された。

バタヴィア総督はジャンク船のバタヴィア来航だけは歓迎したが、ジャンク船が東南アジア海域における会社の通商独占を脅かすことを警戒し、きびしく取り締まった。彼はタイオワン商館の長官への書簡で、ジャンク船に対して、パタニ、ジャンビ、パレンバン、マカッサル、ビマ、ティモルへの航行を許可しないと通告したと書き送っている。

1645年以後、ジャンク船のバタヴィア来航は減少した。中国国内の動乱が中国人海商の活動を封じたからである。他方、1649年までに、鄭成功は東南アジア貿易の拠点アモイ一帯の制海権を完全に把握し、強大な海上勢力を擁して清朝に反抗するための財源を日本、タイオワン、ベトナム諸港との貿易に求めていた。

ジャンク船貿易の減少がバタヴィア市の繁栄に影響を及ぼすことを心配した総督は、バタヴィア在住の中国人有力商人に日本（1651年）、タイオワン（1653年）への渡航を許可したほどだった。54年、久しぶりに八隻のジャンク船が来航したが、これらはすべて鄭成功船であった。東インド会社はいまや恐るべき商売敵に遭遇したのである。

バタヴィア総督マートサイケル（在任1653～78）はマラッカの長官テイッセン・パイアルトから以下のような一通の書状を受け取った。鄭成功配下のジャンク船が

アモイからマラッカに来航し、前年、テイッセンが鄭成功に送った書簡、すなわち、今後ジャンク船はバタヴィアへ送ること、マラッカへの入港は一切許可しないことを告げた鄭成功宛の書簡に対する返書を長官に届けた。鄭成功の返事はタイオワン、バタヴィア、マラッカはすべてオランダという一つの国に属しているのであるから、マラッカへの入港を拒否される理由は理解できないというものだった。なお、ジャンク船の船長から聞くところによれば、鄭成功はほかにもシャムへ三隻、リゴル、サンゴラ、パタニ、ジョホールへ各一隻と、東南アジア地域へ都合七隻のジャンク船を送ったので、どんな必要品もタイオワン、バタヴィア、マラッカから買い入れる必要はなく、これらの諸港で選びかつ購入できると¹¹⁾

1656年の片板も海に入るを許さずという清朝の厳重な海禁策で中国沿岸での通商活動が不自由になった鄭成功は、タイオワンに注意を向け、会社のタイオワン商館の活動を脅かし、1662年、ついにゼーランディア城を攻略して占領した。

南・東シナ海においてきびしい状況が続く中で、東インド会社はベンガル地方からの生糸輸入に傾斜していった。1655年、ベンガル地域の諸商館をコロマンデル長官の支配から切り離し、独立のベンガル長官の支配下に編入したことから、会社のベンガル市場重視の姿勢と意気込みを窺えるが、この問題については別の機会に論じることにしたい。¹²⁾

最後に、トンキンにおける東インド会社の生糸、絹織物の仕入には絶えず困難が続きまとい、会社は十分な供給を受けることができなかった事情について、以下に翻訳した1654年の「一般報告」から探してみたい。

第一は銅銭価格の高騰である。すなわち、以前は銀10タエルで16000～17000個の銅銭が買えたのに、いまや8000個しか買えず、近いうちに7/6000～5000個しか買えなくなることは明らかだと。そして「トンキン国内では何処でも生糸と絹織物は銅銭で取引されるので、銅銭価格の高騰が生糸の暴騰を引き起こす」と。

桜井氏によれば自給性の強いベトナム農村で生糸、絹織物などの手工業製品を収集するためには大量の貨幣供給しかなく、ベトナム農民の銅銭需要はきわめて強かったという¹³⁾。また岩生氏によれば、交趾に着いた朱印船の商人たちはフェイフォで同地在住日本人の縁者や手代に連絡して船載商品を売り捌き、彼らが朱印船のために集荷した生糸、絹織物を船に積み込む。朱印船出帆後の取引閑散期、彼らは「自身または使用人を国内農村各地に派遣巡回せしめて、各農家にそれぞれ銅銭100匁から200匁位ずつの手付金を手交して、彼ら以外の他国人に決して生糸を売り渡さないことを契約させた。」彼らはまた「桑苗や蚕の時期に予約して、農民が米作や

甘薯の栽培よりも養蚕に転ずるように勧めたと伝えられ、このために朱印船の安南貿易には日本の銅銭が非常に重要な役割を果たしたので、朱印船やオランダ船によって年々多量の銅銭が輸出された。」¹⁴⁾

トンキンの状況も交趾とほぼ同じだったであろう。交趾の在住日本人と同じように、トンキンでは東インド会社に生糸、絹織物を提供する商人たちが、また国王、大官たちが使用人を督励して農村から生糸、絹織物を買集め、対価として銅銭を支払わせたのである。

会社の船はトンキンに来航すると国王に銀を前払いし、出帆の前にそれに見合う生糸を国王から引き渡される。会社が国王に渡す銀は、日本の丁銀を精練して純度を高めるか、あるいは純度の高いトンキン銀と交換するか、いずれにせよ純良銀を渡す。商人へ渡す銀はやや純度が低い。永積氏によれば、会社の会計帳簿から国王、宦官の支払には交換率80%、商人への支払には83~84%で両替されるトンキン銀が使用されたことが分かる。また国王、大官へ前払いされる銀と市中商人へ前払いされる銀の割合は年々変動して、一定の傾向がみられないので国王が毎年の取引を恣意的に決めたのであろう。¹⁵⁾

以下の「一般報告」が示すように、国王から生糸を購入するために前払いをする銀の数量、銀と銅銭の交換率、また国王から引き渡される生糸の数量と価格は確かに国王側主導のもとに決められたようである。国王の引き渡す生糸の品質は市中商人のそれよりも悪かったが、生糸の市場価格が上昇し、国王の生糸価格をいちじるしく上回った場合、国王との取引も会社にとって決して不利ではなかったことが分かる。

ところで、会社は国王、大官や市中商人に銀を支払った。他方、国王は手持ちの銅銭で、商人たちは銀を銅銭と両替し、農民たちから生糸を買集める。したがって、生糸の国内価格は銅銭建てだったはずであるが、これを輸出価格に換算する際、銅銭の銀に対する交換率を上述のようにいちじるしく引き上げたのであろうか。銅銭価格の高騰は「一般報告」では国王の恣意によるように記されているが、農民のあいだの強い銅銭需要と銅銭の絶対量の不足も考えられる。もともと日本と中国から大量の銅銭がトンキンに流入していた。1637年、幕府により禁止された銅輸出が46年に解禁されると、オランダ船によって再びかなり大量の銅、銅銭が日本から輸出されたことから、トンキンの銅銭需要がきわめて高かったことが分かる。

つぎに、トンキンにおける会社の生糸取引に伴う困難の第二は生糸収穫の不安定性だった。「一般報告」に見られるように、通常より早期に訪れる雨季やモンスーンによる洪水で桑園は冠水した。紅河デルタの河床砂州上に作られた小輪中に多く

の桑園があったとすれば、被害はことさらである¹⁶⁾。加えて、伝染性の病気で蚕が全滅することもよく知られている事実である。

第三に、会社の生糸取引につきまとった困難は、生糸引渡に対して要求される前払の銀の数量や、銀と銅銭の両替率にみられる国王、大官の専制的で恣意的な態度、それに加えて、中国人商人とりわけ在住日本人の活動と現地社会における影響力であろう。トンキンだけでなく、東南アジア一帯にわたる在住日本人との連絡網を背景とする和田理左衛門の経済活動については永積氏が詳しく扱われている¹⁷⁾。会社はときに彼を利用し、ときに協力関係を持ったが、結局、オランダ人は貿易を支配する国王勢力に食い込めず、トンキン貿易の独占的支配を確立できなかった。本「一般報告」を読むだけでもその一端を知ることができよう。

この問題は十七世紀以降、多額の資本と合理的な商業組織・技術を投じてアジア貿易へ参入したオランダ人やイギリス人がついにアジア市場を全面的に把握できなかったことを、また彼らの貿易活動はアジアの市場構造にどれほどのインパクトを与えたか、それとも伝統的な市場構造への順応を迫られたのかなどについての関心を喚起するだろう。

最後に、東インド会社がトンキンで生糸を入手するため対価として支払ったのはほとんどが銀であった。日本商館帳簿から明らかにされるように、出島を出帆した会社のトンキン向け帆船の積荷の大部分は日本の丁銀であった。当時、貧困な自給農民社会のトンキンにおいて、国外商品の購買力はなく、流通の発達も土着大商人の存在もみられなかったから、会社は「一般報告」に見えるように、銀、国王に売る大砲・武器以外に、トンキン市場に供給すべき商品を見出せなかったのである。さらに、トンキン・クイナン両国の長期的戦争とトンキン国内の政治的、社会的騒乱や飢饉も、会社のトンキン貿易にとって不安定要因だったことは否定できない。

本「一般報告」におけるトンキン商館の損益計算書から、1653年、会社がトンキン商館を増築したことを、われわれは知ることができる。15年間にわたるトンキン貿易の発展が会社に商館を増築して一層の飛躍を目指す決定をさせたのであろうか。また日本商館に併合していたトンキン商館の会計を52年に独立させたのも、これと関係あるのだろうか。しかし皮肉にも報告書には商館の増築とともに、商館を廃して年間数隻の船を派遣するだけの方がよいかも知れないとトンキン貿易の将来に対する危惧の念が表明され、報告書のトーンははなはだ悲観的である。

果たして、「表」1で分かるように、そののちの会社のトンキン生糸貿易は必ずしも順調な発展をすることなく、徐々に減少してゆき、1668年、日本の銀輸出禁止

令で死の一撃を与えられたと言えるだろう¹⁸⁾。「表」1に見られるように、1670年以降、トンキン生糸の対日輸出はゼロになる。日本の生糸輸入について言えば、日本国内で次第に輸入代替の生糸生産が進展しつつあり、他方で十七世紀末の幕府による貿易数量の制限と統制が強化されることになる。1699年（元禄12年）、会社はトンキン商館を閉鎖した。

注

- 1) W. Ph. Coolhaas ed., *Generale Missiven van Gouverneurs-Generaal en Raden aan Heren XVII Oostindische Compagnie*, Deel 1, 1960, p. I.
- 2) *Dagh-Registers gehouden int Casteel Batavia vant passerende daer ter plaetse als over geheel Nederlandts-India*, 31 delen, handelende over de jaren 1624-1682; uitgegeven door H. T. Colenbrander, J. E. Heeres, J. A. van der Chijs, J. de Hullu, F. de Haan, W. Fruin-Mees; Batavia—'s-Gravenhage, 1887-1931.
- 3) 注1) 参照。
- 4) W. Ph. Coolhaas, 前掲書, p. X III
- 5) 栗原福也訳「オランダ連合東インド会社と日本 — Generale Missiven 試訳」(1)-(3) 『東京女子大学比較文化研究所紀要』44, 47, 48.
- 6) 岩生成一『新版朱印船貿易史の研究』吉川弘文館、1985年。
- 7) 同『南洋日本町の研究』岩波書店、1966年。
- 8) 永積洋子「17世紀中期の日本・トンキン貿易について」『城西大学大学院 研究年報』第8号、1992年、26-27頁。
- 9) P. W. Klein, "De Tonkinees-Japanse zijdehandel van Vereenigde Oostindische Compagnie en het inter-Aziatische verkeer in de 17e eeuw", in W. Frijhoff en Willem & Hiemstra, Minke (eds), *Bewogen en Bewegen*, Tilburg, Gianotten B. V., p. 152-177.
- 10) 行武和博「出島オランダ商館の会計帳簿」『社会経済史学』57-6, 77-80頁。
- 11) L. Blusse, *Strange Company, Chinese settlers, mestizo women and the Dutch in VOC Batavia*, Dordrecht-Holland/Riverton-U. S. A., pp. 115-117.
- 12) ベンガル貿易については、山脇悌二郎『長崎のオランダ商館』中公新書1980年、112-122頁参照。

- 13) 桜井由躬雄「東南アジア「近世」の開始」朝尾直弘編『日本の近世』中央公論社、1991年、351-52頁。
- 14) 岩生成一『新版朱印船貿易史の研究』347頁。
- 15) 永積前掲論文、27、34頁。
- 16) 桜井前掲論文、344-345頁。
- 17) 永積前掲論文、36-41頁。
- 18) 幕府は寛永以来の銅銭輸出禁止を解除し、1660年から長崎で宋銭を模した銅銭を作らせ、輸出させた。山脇氏前掲書、134頁。なお、行武和博氏のご教示によれば、会社は長崎の鑄銭所で鑄た銅銭を、1660年40万個、61-64年（仕訳帳欠）、65年2698万個、66年800万個、67年（同欠）、68年22,222,410個、69年15,748,000個、トンキンへ輸出したことが、トンキン商館の仕訳帳に記載されている。「表」1に見られるように、1665-69年のトンキン生糸輸入が増えたのはそのためであろう。ただしこれも会社のトンキン貿易衰退の趨勢の中では、所詮、偶発的現象に過ぎなかったと言えないだろうか。

II トンキン

「一般報告」Generale Missiven der V. O. C.

ヨアン・マートサイケル、ニコラース・フェルブルフ、デイルク・ヤンスゾーン・ステュル、ガスパル・ファン・ボハールデ

バタヴィア発 1654年1月19日 より

上述した前回の書状で、われわれはその時期におけるトンキン貿易とそれに付随して生じたことがらについて、またいかに満足裏に取引を終えたかについて、閣下らにお知らせした。すなわち、フライト船ウィッテ・ファルクとヤハト船タイオワンは1652年8月17日、仕入値段438403:16:10グルデンの貨物を積んで、トンキンから長崎へ航行し、再びトンキンでの取引を続行するために、長崎で680194グルデンの資金を積み、11月24日、都市カチョウ Catchou に向けて帰航の途についた¹⁾。

それ以降、昨年(1653年)3月22日、ゲクローンデ・リーフデ号はシャムから当地(バタヴィア)へ到着したが、途中、トンキンからシャムに航行中の前述デ・ウィッテ・ファルク号と出会い、商館長ヤコブ・デ・ケイゼル Jacob de Keyer がトンキンからわれわれに向けて送った同年2月7日付け書状をその船から受け取り、わ

れわれに届けた。^{2)補注1)}書状によれば、とりわけ、前回の書状以後トンキンではなんら特別のことは起きていず、また(会社と)宮廷との関係も良好な状態にあり、国王(老王と若王)は会社の船が日本から早く戻ったことをことのほか喜ばれた。³⁾書状はさらにつぎのようにすこぶる妥当な意見を述べている。

／トンキンでの貿易はかなり衰微し始め、時とともに利ざやが減っているので、トンキンに留まって貿易を続けるために、恒常的な商館を設置して置くことは会社にとって非常に不利であろう。その理由は、主として以下のことによる。すなわち、先買商人(会社に生糸を納入する商人)は生糸を銅銭で仕入れなければならないが、銅銭の価格がいちじるしく高騰したので、以前は10タエル(1タエル=銀10匁)の銀で16000から17000個の銅銭を買えたものだが、この二・三カ月のあいだに9000個から8000個に減ってしまい、いまや8000個しか買うことができない。^{補注2)}

それゆえ、市況がいまのまま続けば、近いうちに、銅銭は銀10タエルで7/6000個から5000個しか買えなくなることは明らかである。このことは生糸や絹織物の価格をいちじるしく高騰させることになるので〔16000から17000個の銅銭が銀10タエルだったときには、生糸1カッテイ(斤)にいまほど多くの額を支払わなかったのである〕、昨年度の収益が少なかったことからもすでにある程度は分かっていたように、もはやトンキンで利益を挙げることはないであろう。

なぜならば、国王にも、国王ほどではないが王子(若王)やその他の大官たちにも、銅銭価格の高騰を中止させようとする気など毛頭ないことは確かだからである。彼らは銅銭の値上がりを手段として自分の金庫を銀でいっぱいにし、彼らの収入の大部分を占める銅銭に代えて、大量の銀をかき集めており、そのようにして、銀の評価を引き下げているのである。／

このような事態を避け、なんとかして再び貿易を盛んにし、あるいは、少しでも改善するために、また、取引のすべてがそれにかかっている銅銭の値段を引き下げ、銀を元の価格に回復させるために、前述のケイゼルはつぎのように進言している。すなわち、トンキンに恒久的な商館を置かず、あるいは倉庫の番をするため僅か三・四人の者をトンキンへ残して置くだけにして、以前のように(トンキンへ)往復する船に大量の銀を載せ、旧来の仕方で取引を行うべきである。そうすれば、送った銀はもはや(商館の)経費に当てる必要はなくなるのである。

そのうえ、われわれは二月の半ばか終わり以前にトンキンに船を戻すべきではない。それは／船が(トンキンを)出航してから戻るまでの長期間、銀を不足させて銅銭の取引を中止させておくためである。そして、船のトンキン到着を待って初め

て、会社が（日本から）運んできた銀〔その大部分は商品を引き渡す商人たちに配分される〕によって、銅銭の取引が開始されるようにしなければならない。会社の船が遅く到着すれば、（銅銭の需要は遅れるから）大官たちの会計官や財務官は大量の銅銭を用意して待ち構え、他よりもかなり安い値段で銅を売るだろうし、それによって、また銅銭の価格高騰も防げるだろうと。

ケイゼルは会社の利益のために以上の対策とは別の、もう一つのこれに劣らぬ救済策を書き添えてきた。それによると、われわれは四月になって、中国人商人が到着したあとに、日本からトンキンへ帰港しなければならない。これは、われわれに先立って中国人に、先買商人やその他の者が引き渡す商品に対する前払の銀を支払わせ、しかも会社の方は銀の前払をしないで手許に残して置き、その銀で先買商人やその他の者から（内緒で）、中国人が支払った価格と同じ値段で生糸を購入するためである。というのは、中国人たちを出し抜くために、われわれが経験に学んだり、経験的に役立つと思われる手段をもっと使えば、先買商人やその他の者たちは生糸引渡を約して中国商人から銀を受け取ったのに、彼らに生糸を引き渡さないで、きっと会社に売ろうとするだろうから。

もしも、会社の船が到着するまえに、中国人商人たちが商品の引渡に対する銀を前払し、会社は銀を前払せずに残して置けば、明らかに、銅銭の価格は高騰しないか少なくとも保合になるばかりでなく、中国人商人たちもまた彼らの取引の不調

（先買商人たちが約束の生糸を引き渡さないこと）に気がつくだろう。そして、先買商人たちの債務を残したまま（前払をした生糸のすべてを引き取らないで）、トンキンから出帆せざるをえなくなることもありうるだろう。他方、会社はまた現在と同じように、商人たちの債務を残すことなく（すなわち、前払をした生糸をすべて納入させて）、その資金の大部分を生糸の仕入に使うことができるだろうと。／

ケイゼルは少なくとも一年間は試してみる価値があると考えて、この進言を行ったのである。彼の意見によれば〔われわれは彼の意見とは異なる取引を続けようと考えているが〕、もしも中国人商人の取引が続いているうちに、大量の資金を載せた会社の船が早く到着すると、われわれは商品を納入する先買商人に対し銀の前払をしないわけにはゆかないだろう。なぜならば、もしも中国人たちが早くトンキンに到着し（銀の前払をし）、彼らに反して、われわれが銀を前払しなければ、トンキンの商人たちがわれわれに反感を持ち、トンキンの人々と同じく非キリスト教徒である中国人が次第に他の人々よりも多くの取引を許されるようになることが心配されるからであると。

／たてえ会社の船が中国人よりも少し早くトンキンに到着しても、会社が晩生糸 nateel と絹織物を入手することは決してないだろう⁴⁾。その代わり、日本人のレイゼイモン殿 Reyseymondonne が彼自身の四万タエルを下らないと見積もられる資金をもってやすやすと⁵⁾、会社に売るためではなく、あたかも自分自身のためであるかのように見せかけて、それらの品を買い入れ、会社の船の到着に備えて、あらゆる種類の品にわたってかなりの量を、中国人に買わせないで取り押さえておくことができるのである。

そのうえ、もしも商館に誰も駐在していないならば、(来季までの)7カ月のあいだ出費を免れることができるだろうし⁶⁾、またそれによって、このところ利潤が少なくなっているので、われわれは僅かの資金を携え非常に遅くなって到着するのだということを国王や大官たちの心に刻み、信じさせるだろう。そうすれば、彼らは生糸を引き渡しても少しの銀しか受け取れないだろうと思込むことだろう。／

それ(ゲクローンデ・リーフデ号のバタヴィア到着)以降、われわれはフライト船デ・フェルクがシャムから(バタヴィアへ)来航するのをしばらく待っていたが⁷⁾、同船は到着せず、着々と時は経過したので、かのケイゼルの切なる要請に当バタヴィアから遅れることなく応えるため、去る5月26日、フライト船カンペンを、またトンキンで仕入れた商品を日本へ船載するために、ヤハト船タイオワンをトンキンへ派遣した。

われわれはケイゼルの要請にしたがって、トンキン国民の欲望をできるだけ満足させるため、貨物と贈物と併せて 38474 : 4 : 1 グルデンの額の資金を両船に積み込んだ。それゆえ、船が安着すればトンキンにおける資金は 718669 : 2 : 3 グルデンとなる。神よ、このことがかのケイゼルのわれわれに与えたよき望みに叶うものであることを。そして充分の生糸と絹織物を仕入れ、平安な航海で長崎に上陸し、昨年よりもよい市況に恵まれんことを。この件について、近々、われわれはその成功の報告を聞き、ついであなた方にお知らせしたいと望んでいる。

われわれがトンキン商館に与えた種々の命令やケイゼルと評議員に与えた訓令、および王や他の大官の書簡への返書については、長くなるので、ここには述べないで、上述の日(5月26日)に作成されたそれらのコピーを、この報告に添えた書状箱に入れ、謹んでお送りする。

続いて、5月30日、何度も前述したデ・フェルク号が 2543 : 10 : 7 グルデンの少ない貨物を積んで無事バタヴィアに姿を現した。それ以後、この1月4日(1654年)タイオワン経由でトンキンからヤハト船タイオワンが、また同月9日、ヤハト船ス

ヘルフィスがトンキン経由でカントンから到着し、商務員ヤコブ・ケイゼルとルイス・イザークスゾーン・バッファルト Louys Isaacksz. Baffart の昨年10月24日付書簡、またトンキンで臨時商館長として駐在している下級商務員ミヒル・トマス・バリ Michiel Thomas Baly の11月1日付書簡が届けられた。

これらの書簡で、とりわけその時点におけるトンキン商館の状況ならびにバタヴィアから商品を舶載した前述のフライト船カンペンが、昨年6月24日、無事アルクェロン川に到着したことがわれわれに書き送られてきた。

書簡には〔遺憾ながら〕さらに以下のことが述べられていた。すなわち、前に述べたような銅銭価格の未曾有の高騰を主たる要因として、商館の取引は非常に悪化し、全面的衰退のどん底とも言うべき惨澹たる状態に立ち至ったと。その主たる原因は前述した通り、銅銭価格の未曾有の高騰であって、トンキン国内では何処でも生糸と絹織物は必ず銅銭で取引されるからである。一方で銅銭価格の高騰が生糸の暴騰を引き起こし、他方で早期の雨が、ほとんどは堤防内にある蚕の飼料栽培の農地（桑園）をすべて呑みつくし荒廃させる異常な洪水をもたらし、⁸⁾ そのため主要な養蚕期（4・5月）の蚕は大被害を受けて死滅した。

以上の出来事に加えて、昨シーズンには中国人の貿易ジャンク船が日本から二隻、中国から三隻、合わせて5隻トンキンに現れ、噂によれば、五隻でおおよそ銀四十万日本タエルを越える資金を市場にもたらした。これらの大量の資金とわが会社の資金七十万グルデン余は商人や農民を非常に活気づけ、生糸と絹織物の価格を高くつり上げた。そのうえ中国人がその資金を商品に変えようと望んで、彼らの船のところへ運ばれてきたすべての品に〔あり得ないほどの高い〕値段をつけたほど貪欲に取引を行ったので、生糸価格の高騰はいっそうひどくなった。

書簡はさらに以下のことを伝えている。（1ファカル銀貨で、）昨年度トンキンでは、上等品 cabessa の生糸を11から11 1/2ファカル faccaer 買えたが⁹⁾、現在は、並品 bariga の生糸を9ファカルか、下等品 pee の生糸を同量しか買えない。また、綸子や同程度の絹織物の価格は20-21マースだったのに、いまや24から25マースである。したがって、生糸と絹織物の仕入値は昨年度よりほぼ20パーセント高くなった。

中国人たちは上等の生糸に（1ファカル銀貨で）8ファカルという値段をつけ、その他の品にもそれに準じる値段をつけて、非常に大量の生糸その他を猛烈な高値買いで仕入れたので、隻眼の中国人とその仲間のピンクワを除いて、みな大部分の資金を使い果たした。この二人は日本へ向けて航行したが、（日本へ）舶載した分

とは別に、明らかに、晩生糸を大量に仕入れさせようとして、噂によれば、銀三十箱を使わずに置き¹⁰⁾、手下の人々とともにトンキンへ残していったとのことである。

以上述べたような情況に阻まれて、取引を終りにした8月6日の時点で、運んできた資金（約七十万タエル）のうち、日本向けの商品は373964：13：6タエルしか仕入れることができなかった。フライト船カンペンはこの商品を積んで、またヤハト船タイオワンは日本銀12箱、少茴香159ピコル（1ピコル＝100カッテイ＝100斤）、麝香37 1/2カッテイを積んで8月12日アルクェロン川の河口を過ぎ、カンペン号は日本へ、タイオワン号はタイオワンへと進路をとり、それぞれ目的地に安着した〔神をほめたたえよ〕。

われわれはまた、早便の命令によって、商館を管理し、残して置いた資金で生糸を仕入れるために、上述の下級商務員ミヒル・トマス・バリ、四人の商務員補、病人慰問師、三人の兵士、五人の水夫を、また彼らとともに206488：3：8タエルの資本をカチョウに残すようにした。この資金は現金66867：15：1タエル、商品15029：14：5タエルと124590タエルの債権から成る。債権は老王と若王および何人かの大官たちならびにカチョウに滞在するさまざまな中国人商人たちとの清算に際して、来季に生糸と絹織物ですべて返済するという約束のもとに、返済されなかった分である。

これらの不払は生糸生産の大事な時期（4・5月）における時期の早い河川の大氾濫に原因がある。養蚕の最盛期に始まったこの大洪水で、蚕の飼料である桑の畑は深く冠水し、桑園は全滅した。そのため、国王と大官らに生糸を引き渡すのが慣例となっている農民は生糸を生産できなかった。そしてまた商人たちはたとえば、彼らは生糸や絹織物を会社へ納入することを約して銀の前払を受けたのだが、農民たちから生糸を引き渡してもらうため、受け取った銀をそのまま農民たちに配ってしまっていたのである。

このような理由で、農民は商人に、商人はわが会社に、約束の生糸を引き渡すことができなかった。したがって、多くの商人は会社から支払われた銀額のうち残額10675タエルの、老王は生糸引渡への対価という同じ意図で前払された日本銀22箱のうち残額6068：3：3タエルの、そして彼の息子の若王は日本銀25箱のうち、残額の純良銀11633：8：3タエルの債務を¹¹⁾、来季にはすべて生糸で支払うという約束で、会社に負っている。

同じく国内の多くの大官たちも7103：9：1タエルの債務を会社に負っている。そして、処刑されたのちもなお会社に3466タエルの債務を負う官人オンヤトゥレー

Onghjatulee¹²⁾と同じく603：6タエルの債務を負う彼の秘書官ドゥドクダンDoedock-danghe〔同じく処刑された〕を除き、大官たちはこれらの債務を生糸で支払うという約束を会社としている。同様に、昨年ここバタヴィアに来た元使節パンシャップPansiapの債務は712：5：9タエル、また大法官Groot rechterのオンシャハイOngsiahaijの債務は386：6タエルで、商務員スヒッレマンSchillemanの時代に負った旧債務と合わせて4782：5：9タエルの額になるが、会社はこれらの債権が一スタイフェルも返債されないのではないかと心配している。

オンヤトウレーとドゥドクダンに関して言えば、二人は犯罪者としてずっと以前に財産を没収され、すっかり失われたので、〔処分された財産が手に入らなかった〕国王も王子もこの債務の責任を引き受けようとしな。よって、この件は（国王に対する会社の）取次役voordragerであるオングスマデーOngsjadee¹³⁾に解決してもらわねばならないのに、彼はこの問題についてはなんら解決策がないと明言してる。とはいえ、どの国の法律に照らしても、国王は払うべき責任を負っているのである。

オンヤトウレーに仕えていたパンシャップは主人の処刑によって窮迫状態に陥ってしまったので、彼の再びの栄達がない限り、彼からの返済は期待できない。上述の大法官（オンシャハイ）はすでにずっと以前から債務の履行を拒否している。若王もまた絹織物57反を日本で染色させた代金の純良銀654：3：3タエルを返却することを、なに一つ支払う気はないと称して、拒否している。

／それゆえ、この邪悪かつ不正の国民がその貪欲な爪で捕らえた会社の財産を獲物のように自由に扱っていることを、われわれは忍耐強くかつ注意深く見守らなければならない。なぜならば、まことに残念かつ会社にとり耐え難いことであるが、この国には正義の余地はなく、司法の扉はわれわれに対して永久にそこまで到達できないかのよに、閉ざされているからである。／神よ、現在〔トンキンに〕残してあるさまざまな多額の債権にこれ以上の災難が生じず、契約通り、生糸と絹織物の引渡によって滞りなくその返済が行われんことを。

若王の書記官たちとの決済に際し、会社は大きな誤りを冒したが、あとになって商務員のヤコプ・ケイゼルがそれを発見した。というのは、若王が本年受け取ったさまざまな商品の代金である純良銀3218：4タエルの費目を、会社は王の借りとして帳簿に記入することを誤って忘れたのである。貪婪な猛禽（書記）たちがこの債務を決して否定しなかったところを見ると、彼らはいつかこれで得をしようとして、明らかにこの件については故意に沈黙して申し出なかったのである。

ところで、このようにかんがりの金額を不注意に扱ったことは上述ケイゼルの大き

な怠慢である。もし会社がそのためになんらかの損失を受けた場合には、彼もその怠慢の責任を負って告発されなければならない。

／われわれはまた以下のことを申し上げる。昨年度、会社の最初の船が到着したのは、取引を始める六・七カ月まえだったのに、〔二つの（老王と若王の）宮廷に差し出した53箱の銀を除いて〕日本丁銀102000タエルが、生糸ならびに絹織物を納入させるために、簡単な証文で、それ以上なんらの保証もなしに、さまざまのトンキン商人とそこに在住する中国人商人に前払された。これは会社にとって不利益であるばかりでなく、きわめて危険でもある結果を引き起こす。

なぜなら、納入商人たちは銀を入手すると、すぐにこれを銅銭に替えるので、そのため、銅銭はいちじるしく騰貴し、以後、生糸や他の商品をあまりにも高値で買入れなければならないからである。銀の前払もまた会社にとって危険が少なくはない。なぜならば、これらの商人のうちの誰かが、悲運に見舞われたり、罪を犯して司直の手に渡ったり、あるいは老王の死によってトンキンで絶えず心配されている民衆の反乱が起きたりして、逃亡したり、追跡されたりすれば、恐らく会社は支払った銀を失うことになり、その返済は期待できないからである。

商館長の言によれば、銀の前払をするのは、主として、取引において中国人商人に先んじ、またそれによって、商人たちとわが会社の取引関係をますます強めようとするためであり、現今、銀の前払なしに取引を行うことはできないとのことである。しかし、われわれはこの言をやや軽はずみだと考える。なぜならば、現地でもいつも会社のために商売をしている日本人は、トンキン人商人をそんなにも信用するということはない。彼らは相互に非常な不信感をもって取引しているので、一方の秤に銀を、他方の秤に生糸を載せるほどだからである。

日本人のこうした取引は異常なことではない。わが会社について言えば、本年の取引においても、商人たちの背信行為が見られた。彼らは七・八カ月間、会社の金を運用して利益を得たにもかかわらず、会社に納入すべき商品を現金と引き換えに、中国人商人に引き渡してしまったのである。また、会社は最初のトンキン貿易（1637年）から数年のあいだ、国内の大官を除いては、一スタイフェルといえども生糸を納入させるために前払をしたことはなく、会社の船のほかに三・四隻の中国人商人のジャンク船がトンキンで取引していたにもかかわらず、携えた資金でいまよりもずっと有利に生糸を仕入れたものである。／

したがって、できるだけ先入観を排して、先蹤にたち返り、以前のように現金買いで市場に参入するという取引ができれば、その方がずっとよいし、より有利であ

ろう。そのようなやり方は、あらゆる不時の出来事にも、会社が行う取引に保証と安定を与えるだろうし、(トンキンへの)貨物が最後に積み込まれるタイオワン(の商館)に望ましい救済を与え、悪い不利な影響を防ぐことは明白である。もしそうだとすれば、われわれは(トンキン)貿易の改善のため、会社の最高の繁栄に望ましいと考えられる命令を当バタヴィアから送るだろう。

商館長がしばしば贈った大変に気前のよい贈物には会社にとってすこぶる不利な弊害が潜んでいる。そして、上になんども名前を挙げた、現在は臨時の商館長ヤコブ・ケイゼルはこのように気前よく贈物をするようになったことに一役買っていたのである。

／その弊害はひどくなって、両宮廷において、宦官は会社から贈物を贈られて当然というほど傲慢な態度をとるようになった。そのうえ、今後の商館長にとってきわめて危険なことになると思われるが、ケイゼルは宦官オンシャデーを通じ、会社の名前で、一通の請願状を老王に提出して受理された。会社のためにと彼が請願した主たる内容は以下の通りである。すなわち、国王陛下の国を訪れ、その翼のもとに抱かれているオランダ人に対して、陛下が変わることなき恩寵を寄せられることを謹んで願います。

これに対し、会社は国王の恩恵への感謝として、わが商館長につきのように命令する。すなわち商館長は彼のもとに送り付けられたあらゆる素晴らしく珍奇な品々を、隠匿したり他の人に売ったりせず、まず陛下にお見せして、その中からお気に召した品を普通の価格でお買い上げ頂く。それが済んでから、会社が残った品を販売することができるようにどうかして頂きたい。もし商館長がそうしなかったことを発見したら、わが会社との友好を維持するために、陛下は商館長を処刑しても差し支えないなどと。

請願状はまたとりわけつぎのことを懇請している。まことに敬虔で誠実な生き方をし、贈物や寄贈を求めない人物と噂される宦官オンシャデーが、会社と陛下のあいだに生じるすべての事件を円満に解決するために、オランダ人の取次人となってくれること、また、あらゆる係争や困難を防ぐために、彼がわれわれに厚い友誼を保証し、変わることなく船を派遣できるようにしてくれることなどを。

このような文書は往々にしてケイゼルの後任者を苦しめることになる悪しき結果を引き起こすものであるとわれわれは考えており、また、この国民の不条理な貪欲さが甚だしいことに照らして、これを軽率な行為であると判断する。／

このような、またほかの多くの悪しき振舞、ことに会社に不利益を及ぼすような

振舞を防ぐために、取引その他において、私貿易やそれ以外の違法行為の疑いある前述ケイゼルを、これらのことにつき弁明させるために、われわれはトンキンから召喚し、われわれのもとに出頭させ、代って上述のルイス・イザークスゾーン・バッファルトを商館長に任命するのがよいと考えた。バッファルトは練達・有能な人物で、また、今期はトンキンでの取引に携わり、ここ数年はタイオワンで商館員として働いてきた。彼がトンキン国において、彼の前任者以上の慎重さをもって会社の運命を見守るであろうことは疑いない。

ところで、贈物その他の冗費を節約するようという訓令をバッファルトに与えた場合、恐らく、彼は大官たちから以前のような厚遇を受けられないことになるだろうが、彼のトンキン在任中の成果と今後の活躍に期待している。閣下らもまた同様に期待されんことを。

／会社が宮廷と良好な関係を維持することについて言えば、それは、言ってみれば、着実に安全な取引の基礎であるが、会社と老王との関係はかなり良好であり、また、つぎからつぎと要求される琥珀、珊瑚の首飾、黄金色の毛氈、黄金色の更紗、白袍などの品物に対する老王の注文が年々続く限り、彼とのよい関係をずっと維持できるだろう。国王陛下が自ら知らせたように、もし国王がそのことにより満足されているならば、われわれはまた、来年度、国王は生糸の引渡に対して、彼自身の集める生糸に足りる以上の銀を前払いさせないだろうと希望できる。われわれはまた宮廷において取次人の宦官オンシャデーから、国王の名前において、そのことを知らされた。

本年、国王は非常に熱心に農民たちへ銅銭を前払したので、その効果が充分であれば、生糸が騰貴している現在、会社は安心は得られるだろうが、利益は得られまいだろう。というのは、われわれの推察によれば、宦官オンシャデーがそうであるように、強欲な猛禽たちは値上がりで利得をはかることができれば、それを逃すことはないからである。

オンシャデーは上述のケイゼル氏が国王宛に提出した請願書の中で、金にも物にも動じない誠実で公正な人物と呼ばれているにもかかわらず、その正反対の人物である。なぜなら、いまや彼はあのケイゼルの周旋と懇請で会社の取次人になったと自ら思い込み、つぎのように、その貪欲きわまりない本心を暴露した。すなわち、わが会社船の出航の際、彼は自分の書記と二人の手下の監視のもとに、フライト船カンペンで生糸三十九梱と絹布三箱を日本へ送らせることを会社に強要したのである。

彼はそれらの品を日本で販売し、なにか珍しい品物を帰り荷として持ち帰らせようとしたのだが、送らせた品物のほとんどは老王のものであり、彼のものは十四か十五梱に過ぎないと強弁している。

このような要求は多くのよくない結果をもたらすので、会社はあらゆる実行可能な方策を講じてこれを断ろうとしたが、どうすることもできず、さまざまの重要な考慮をした結果、今後このようなことで会社に負拒や迷惑を決してかけないとこの宦官に約束させたくて、その要求を認めざるをえなかった。時はすべてを白日のもとにさらけ出すから、彼が約束を守るかどうかは、時の経過が明らかにするであろう。

要するに、この貪欲な男にとっては、所有し貯め込むことが大事なのである。彼はまた書記によって、彼の愛顧があれば、会社にとって重要な案件も特別に承認されると圧力をかけさせ、生糸を引き渡すという約束で、銀二箱を要求してきた。

若王はどうかと言えば、彼は飽くなき貪欲さにおいて、父王をはるかに越えている。したがって、彼はどんなに貴重な贈物でもあまり高く評価したり、心にとめたりしない。なぜなら、彼にとっては所有することだけが大事で、それは増えれば増えるほどますます好ましいものとなり、使用に当てるのは僅かだからである。とはいえ、会社がこの国といつまでも交際しようとするならば、このように高慢で強欲な国王には最大限の満足を得させなければならない。

若王の宮廷には二人の取次人つまり宦官 Dontjeunugh Dween Foe と Tun がおり、主人に似て、いずれ劣らず途方もない強欲で、贈物以外のものでは彼らの愛顧を購うことはできない。われわれの命令で、かの地に駐在する商館員たちはこれら二人の宦官と、火器への執念を満たそうとする若王のために、次年度以降、上等の大砲三門を引き渡す契約を結んだ。その条件は、若王は生糸の引渡に対する前金として銀二十二箱を受け取ったことにして、(実際には)そのうちから(大砲の代金)銀十二箱を差し引いた残り十箱を受け取ること、要するに大砲一門につき銀四箱であるが、会社は以後毎年大砲を引き渡すことは強制されないということであった。

商人たちのあいだで生糸の価格が低い場合には、上の条件は(大砲の代金として、前払せずに済んだ銀十二箱で商人たちから生糸を買えるから、)会社にとって有利だろうが、現在、生糸の市場価格は(銀1ファカルにつき)九から十ファカルであり、若王との契約では十三ファカルで引渡が行なわれることになっているので、この契約条件は、(商人から購入する方が)生糸が上質であるという僅かな利益を除けば、会社に多くの利益を与えないけれども、(大口の輸出という点で)安定度を

与える。この契約は会社にとって利益にならないと判断すれば、それ以上長く続ける義務は負っていないので、まずは試みとして役立てることができるから、安定度はなおさら増すだろう。

前述の日本人リゼイモン殿 Rizeijmondonne（和田理左衛門）について言えば、¹⁴⁾彼は欲張りで抜け目のない牡狐で、年来ますます金庫に貯め込むことだけにひたすら励んでいる。彼は会社に長いあいだ手先として使われてきたが、会社にとっては有害な存在である。

なぜならば、彼の偉大なる保護聖人の失脚つまり宦官オンヤトウレーの処刑で、彼の立場もかなり弱まり始めたが、それ以後、彼は若王、宦官オンシャデーその他多くの大官たちから愛顧を受け、彼らの取引には常に代理人として使われているからである。そのようなわけで、前に述べた42梱の生糸を会社の船で日本へ送った件についても、彼はその仕掛人だっただけでなく、彼自身もこの取引に一枚噛んでいたのである。

それに加えて、彼は噂では五万タエルの資産家で、この資産をもって晩生蚕の生糸の買占に動き、その生糸をもっとも高く買い入れる人々〔普通それは中国人商人である〕に売りつけるので、会社はそのような妨害を忍耐強くまた注意深く見守らなければならない。／

会社のトンキンという足からこのように有害な刺を抜くことができれば、それこそ会社の望むところだが、いまのところその可能性は少なく、それどころか取引においてまた王宮において、われわれは彼が会社にかける損害を否応なく温存せざるをえず、彼との友情を維持するために、毎年、会社は贈物を送っている。まことに残念なことである。

さらに、上に述べた中国人のジャンク船五隻〔そのうち、最初の二隻は日本への往復航海をし、残りの三隻のうちの一隻は一官 Iquan（鄭芝竜）の兄弟に、2隻は彼の息子コクシンハ Cocksinga（国姓爺、鄭成功）に所属していた〕は白砂糖と氷砂糖、胡椒、安物の陶器、鍋、薬種、金をほぼ満載して到着し、同じように、ポルトガルのナヴェッタ船一隻がマカオから銅銭と鉄鍋を積んで4月2日に到着し、これらの商品を販売してかなり利益を得た。

さらに3月22日、それぞれ30, 35ラスト（1ラスト＝2トン）のジャンク船がマニラから到着した。ジャンク船の頭目はペドゥロ・デ・ヴェルガス Pedro de Vergas というスペイン人で、¹⁵⁾ほかに五人の風采のあがらぬ日本人、6－8人のパンパング人と黒人が乗り組んでいた。ジャンク船の積荷はマニラ産砂糖、若干の粗悪な外国

産織物、銀細工、僅かな金鎖など、合わせて15-1600リアルくらいの価額になろう。

会社の資金が底をついてから、スペインの渡航許可証を持ってマニラからトンキンを経てカンボジアへ航行中のスペイン領ブラバント出身者で、バスチアン・カスチアン・ブラウエル Bastjaen Castjaen Brouwer と名乗る者がトンキンに立ち寄り¹⁶⁾、晩生蚕の生糸と麝香にその資金を投じたが、この取引において、かの日本人理左衛門殿は手に入れて置いた絹織物を売って銀額6-7000タエルを懐にした。ブラウエルはこれをジョホールへ持ち渡ろうとしたのだが、その企ては失敗した。

／そこで、彼はこの商品を船載してカンボジアへ向け出航したが、一カ月の不在ののちトンキンへ舞い戻った。その理由は、ブラウエルが4人のスペイン人をかどわかし、また、とある島に水先案内人を置き去りにしたので、カンボジア在住のスペイン人たちが彼を絞首台にかけようとしていたからだと言われている。彼は持ち返った生糸を30パーセントの利ざやで中国人に売りつけ、上述のヴェルガスの船で〔1カッテイにつき100リアルを支払うという条件で〕麝香をマニラに送りつけ、そこで170リアルの利益を得た。

前述の理左衛門殿はマニラで儲けの多い取引ができるだろうと考え、すでに述べた絹織物を彼の同国人に宰領させ、同じヴェルガスのジャンク船でマニラに送った。スペイン人がトンキンへ航行することはミュンスターの講和に違反するということを知っていたらしい理左衛門殿は¹⁷⁾、安全をとって、何人かの勢力のある宦官をこの(マニラでの)取引に僅かばかり参加させ、参加者の名前はわが会社の取次人オンシャデーの息子オンシャディン Ongsjadingh だと称し、それによってジャンク船の頭目(ヴェルガス)がいざというとき前述の講和条約の規定を免れるようにした。これによって彼理左衛門の独占的権力と狡猾さが測られよう。上に述べたこれらの人々は本年会社が行った取引を妨害した真の商売敵である。／

次期商館長ルイス・イザークスゾーン・バッファルトは以下のように考えている。すなわち、彼らのトンキン到着に先駆けて、この国の市場に会社の商品を溢れさせるため、会社の船を彼らの船よりも早くトンキンに到着させることによって、われわれは砂糖、胡椒、白檀などの貨物でこれらの商人どもに真っ向から立ち向かうことができるだろうと。しかしながら、われわれは彼の考えには賛成しない。トンキンではこれらの商品の儲けは少なく、国王にとってはただ面倒で旨味のない結果を引き起こすだけだからである。

1652年10月1日から、このトンキン商館の諸帳簿が締められた1653年8月20日までの諸経費は、バタヴィア本店帳簿に記載されているように、以下の金額である。

本年度の金利支払	f. 12819 : 19 : 10.
賃金支払	f. 4841 : 14 : 10.
取引の相手方への贈物（贈物経費）	f. 18471 : 10 : 3.
旧館の修繕と新館増築費（家屋諸掛）	f. 4369 : 19 : 7.
臨時経費、食費および商品諸掛	f. 16767 : 1 : 5.
解費用	f. 10179 : 8 : 13.
<hr/>	
経費総額	f. 67460 : 14 : -.
今期における販売益	f. 3314 : 19 : 7.
<hr/>	
今期におけるトンキン商館の営業活動は以下の通り	f. 64145 : 14 : 9.

差引残高は上述のように、主として現金、債権および商品若干からなり、総額 f. 206488 : 3 : 8である。トンキン商館の残高は、晩生繭の生糸の買入れと債権の回収のために駐在する前述の下級商務員ミヒル・トマスゾーン・バリの責任に委ねることにする。彼が、その期間に立派な成果を得たとの報を期待したい。

昨年十一月一日、ヤハト船スヘルフィスは、ヤハト船ブラインフィスとともに、カントンからなんら為すところもなくトンキンに来航したが¹⁸⁾トンキンでは取引や何か報告に値するようなことはなにもせず、（バタヴィアに向けて）出航した。積荷を満載しているヤハト船ブラインフィスは船の修理をしなければならないという口実のもとに、タイオワンから何隻かの船が来航するまで留まっていたが、本当の理由は積荷の買手を見つけようとしたこと、それ以上に、老王が時とともに衰弱して病になっているので、不測の事態が生じた場合、なんとかして（商館の）危険を防ごうとしたからである。

（十七人重役会）諸公におかれても 1652年10月4日付けの「一般報告」でこの危険をお分かり頂いたものと思う。本年度、大官たちや個々の商人に対する会社の資金の前払は昨年度よりも多く行われたが、もしもこれが続いた場合、老王が逝去すれば、会社は銀を前払しているからひどい打撃を与えられることが予想される。なぜなら、人間的な判断に従えば、人が高齢に達し、あまつさえ病弱で辛くも生き永らえている場合、彼は日常的に死に頼っている。虐殺や放火によって反乱が起これば、そのとき確実に危険はやってくるからである。

しかし、トンキンで取引を行おうとする限り、一般に、われわれはこうした事態

を避けることはできないだろう。その理由は、船舶が国王や大官のもとに来航すると、取引の許可を与えられるまえに、われわれは彼らへ生糸の引渡に対する前払として銀を支払わなければならないからである。

しかしながら、商人たちや納入業者たちのあいだへ前払の銀を振りまくことについて言えば、本年度は彼らに巨額の資金を前払したけれども、今後われわれは、いわば取引の先入観にとらわれず、なるべくこの前払をしないで済ますようにと命令することにしたい。それに加えて、とりわけ、絶えず（会社の）船を注意深く監視し、（船上での）取引が終わったら人々を船から引き揚げさせるようにすれば、多くの困難を自らに招くことはあり得ないだろうし、危険を少しでも予防するために、考えられるもっともよい手段となろう。

最後に申しあげたい。日本から送られた報告によれば、日本において、トンキンからの貨物は平均して70パーセントの荒利があった。上述の67460グルデンという（多額の）の経費を出すに至り、さらに本年度たまたま生糸不足により生糸を購入できなかった約350000グルデン（17頁上段から3行目参照）への利子が加わることを考慮すれば、会社がそのような不良債権を抱えているという危険は問わないとして、この荒利は以前に比べてあまりにも少なすぎる。このように、トンキン貿易は会社に損害を与え、それによって会社の利益を低下させていることが年々明らかになっている。

それゆえ、われわれはタイオワンに命令し、ベンガルにおいて、現金でかなり多額の前払をして生糸を購入することができるように、そして1654年度には、トンキン貿易は三十五万グルデンに縮小し、ほどほどの資金でこれを続行するようにした。なぜならば、中国人商人が本年度のような態度を続けると、トンキンではもはや多くの生糸を仕入れることはできないし、またなにか予期せぬ変化が生じるかも知れないと思われたからである。

コイエット殿 Frederick Coyet からの書簡によれば、¹⁹⁾ 例の隻眼の中国人とそのジャンク船は日本へ来航しなかった。ということは、恐らく彼は殺害されたのであろう。日本の通詞の言によれば、ほかの中国人貿易商も僅かの利益しか得られないので来期に再びトンキンに姿を現すことはないだろうとのことである。もしそうならば、このことが原因となって、（トンキン）生糸の取引が改善されることをわれわれは望んでいる。したがって、フライト船デ・ウィッテ・フェルクはこの一月にタイオワンから再びトンキンへ航行させる。同船の貨物は149750グルデンで、同地の債権額と合わせて356238グルデンとなる。

さらにそれに加えて、われわれの命令によって、カントンから、同地で取引の許可が得られなかったので不必要になった十万グルデンが（トンキンへ）送られることになると思う。もしも中国人商人が（返済に）来なければ、これらの額では乏しい資金であろう。にもかかわらず、この資金で生糸と絹織物を昨年よりも有利に仕入れ、また長崎においてよい取引に恵まれるように希望する。神よ、それによってあの（トンキン商館の）多額の経費の軽減が実現するようにし給え。²⁰⁾

あとがき

ここに訳出した *Generale Missiven van V. O. C.* (Anno 1654) の底本として東京大学史料編纂所所蔵マイクロフィルムの写真帳を使用させて頂き、同編纂所および加藤栄一教授、松井洋子助手、中央大学講師行武和博氏にお世話になった。また同編纂所で研究中の R. H. ヘスリング氏からはオランダ語について、同僚の東京女子大学教授鈴木恒之氏からはベトナムのことについてご教示を頂いた。

オランダ東インド会社のトンキン貿易に関しては故岩生成一、P. W. Klein、永積洋子諸氏の著書・論文を参考にさせて頂いた。これら先学のご業績がなければ、本訳稿も成らなかったと思う。これらの方々に厚く御礼を申し上げる。

訳文中、〔 〕は原文中のカッコであり、（ ）は意味を補うために用いたが、（ ）をやや多用しすぎたことを許して頂きたい。また訳文のうち、コールハース博士編纂の「V. O. C. 一般報告集」に採録されている部分は、／ ／で示した。

訳者が「一般報告」の中のトンキンの項の翻訳を思いついたのは、僅か一年間の部分にすぎないが、東インド会社のアジア貿易を解明し、同時に会社の貿易活動について具体的なイメージを得ようと思ったからである。もし可能ならば、今後アジア各地の商館についてもこのような試みをしてみたい。それによって、この時期における日本とアジアの関係や、また商館所在地の歴史的情勢が解読できれば幸いである。訳者はまた東インド会社の史料によって、ある時期、会社の最大のライバルだった鄭芝竜、鄭成功父子の東アジア海域における海賊・海商活動をたどりたいと念願している。本訳文はその試みでもある。

注

- 1) 当時のオランダ側史料には *Catsiouw*, *Katsiu*, *Ke-cho* などと綴られ、トンキンの都だった。現ハノイの一部である。町は紅河西岸の狭い平地にあり、オラ

- ンダ商館は町の北、河畔に位置して建っていた。陳荊和「十七世紀に於ける河内 (K'e Cho') の様相と性格について」『史学』第43巻3号1-16頁参照。
- 2) ヤコブ・デ・ケイゼルは1641年に補助員、45年にトンキンの下級商務員、50年に商務員、翌年、上級商務員となり、同時にトンキン商館長になった。55年には De Goyer とともに清国皇帝への使節に任ぜられ、59年、バンテン封鎖のため艦隊司令官、60年、マカオ攻略艦隊司令官などを経て、東インド評議会員。65年、バタヴィアで死去。W. Ph. Coolhaas, Vol. II, p. 450. 注3) 参照。
 - 3) 当時の国王は鄭柁 (在位1623-1657)、オランダ側史料では、Trinh Trang. また王子 (若王) は Trinh Tac で、老王の死後あとを継いで、正式の王 *vuong* となり、1682年没。W. Ph. Coolhaas, Vol. II, p. 656. 注1) 参照。
 - 4) 「バタヴィア城日誌」1636年4月21日の条にある平戸商館長クーケバッケルの日本およびトンキンの貿易に関する報告書の一節に「同地の養蚕は一年に二回すなわち夏季は四、五月および冬季は十、十一月に行ない、この時には夏季の半分も産せず。」とある。村上直次郎訳注、中村孝志校注『バタヴィア城日誌』1、平凡社、1970年、250-256頁。岩生成一『新版朱印船貿易史の研究』吉川弘文館、1985年、付録史料四、472-478頁。本史料に主要養蚕期の生糸 *de principaelste teelt* とあるのが4、5月に生産される繭の生糸であり、晩生蚕の生糸 *nateelt* とあるのが10、11月に生産される繭の生糸であろう。
 - 5) 後出の Rizeijmondonne リゼイモン殿 (和田理左衛門) をここでは Reyseymondonne と書き誤ったものと思われる。注15) 参照。
 - 6) 10、11月ごろ長崎を出帆した東インド会社の船は途中台湾のゼーランディア城に寄り、2、3月ごろトンキンに到着し、7、8月ごろ日本へ向けて出航した。
 - 7) デ・ファルク号は前出のデ・ウィッテ・ファルク号と同じであろう。
 - 8) 十三世紀中ごろ以降、紅河デルタの扇頂部から紅河の両岸に沿って建設された堤防 (補強された自然堤防) の河床側に、突き出した堤防を作り、河中の砂州上に小輪中が作られた。このような小輪中は桑栽培の農園として最適だったろう。桜井由躬雄「東南アジア「近世」の開始」朝尾直弘編『日本の近世』中央公論社、1991年、344-345頁参照。
 - 9) *faccaer*, *facar*, *faccard* などと綴られる。トンキンの重量単位であるが、同時に約1.20グルデンに相当する銀貨。W. Ph. Coolhaas, Vol. II, p. 451, 注1) 参照。
 - 10) 日本から輸出される丁銀は一箱に1000タエル (10貫目) 詰められていた。当時、

- 銀1タエルは2グルデン17ストイフェル（1グルデンは20ストイフェル）だったから、丁銀一箱は2850グルデンである。したがって、銀三十箱は85500グルデン。
- 11) 会社がトンキンで取引をする場合、日本の丁銀を純度の高いトンキンの純良銀と交換するか、純良銀に換算して使用した。その交換率は、国王への支払の際は80%、町の商人たちへの支払の際は83-84%だったことが、トンキンの帳簿から知られる。
 - 12) Ongiatulaとも綴る。トンキン国の有力な官人で、ことに外国との折衝掛かりを担当した。Ong giaは尊称、1652年、自身の企てた陰謀が発覚し、没落した。W. Ph. Coolhaas, Vol. II, p. 424. 注1) 参照。
 - 13) Ongjadeとも綴る。宦官でトンキン国王の国璽尚書。オンヤトウレーの没落後、官人としての最高の権勢を揮った。
 - 14) 和田理左衛門については永積氏の論文に詳しく紹介されている。
 - 15) フィリピン在住のスペイン人商人で、しばしばトンキンに往来して貿易活動に従事した。W. Ph. Coolhaas, Vol. II, p. 702. 注2) 参照。
 - 16) ハンブルクに生まれ、マニラに在住した南ネーデルラント人。トンキン、カンボジアに往来して貿易を行ない、1661年ごろ没。W. Ph. Coolhaas, Vol. II, p. 532. 注2) 参照。
 - 17) 1648年のミュンスターの講和条約では、スペイン人のアジアにおける航海はすでに彼らが往来していた航路に限られ、それを越えてはならないと規定されていた。W. Ph. Coolhaas, Vol. II, p. 702, 注3) 参照。
 - 18) タイオワン長官ニコラス・フェルブルフは1653年初め、対清通商の交渉をさせるため商務員スヘーデルをカントンに派遣したが、7月、会社はさらにワーヘナールとスヘーデルをスヘルフィス号、ブラインフィス号でカントンに派遣した。『バタヴィア城日誌』3, 122-136, 143頁参照。
 - 19) フレデリック・コイエットは1643年上級商務員、1647-48年、1652-53年には長崎オランダ商館長に任ぜられた。1657年、タイオワン長官になったが、62年、鄭成功によってタイオワンのゼーランディア城を奪われ、その責任を問われ追放された。73年、オランダ共和国総督ウィレム三世の恩赦により帰国した。
 - 20) 以上の翻訳のうち / / で示した部分はW. Ph. Coolhaas (ed.), *Generale Missiven*, Vol. II, 1964, pp. 697-703. に掲載されている。
- 補注1) ここでは商館長 *opperhoofd* とあるが、ほかの場所では商務員あるいは臨時の商館長と記されているように、当時ケイゼルは正式の商館長ではなかつ

たかも知れない。van Resandtによればトンキンの商館長は以下の通りである。

カーレル・ハルティング Carel Hartinck, 1637-1641.

アントニス ファン ブルクホルスト Anthonys van Brouckhorst,
1642-1647.

フィリップ・スヒッレマン Philip Schilleman, 1647-1650.

ヤン・デ・グロート Jan de Groot, 1650-1653.

ルイス・バッファルト・イザークスゾーン Louis Baffart Isaacksz.,
1653-1656.

W. Wijnanedts van Resandt, *De Gezaghebbers der Oost-Indische
Compagnie op hare buiten-comptoiren in Azië*, 1944, Amsterdam.
参照。

補注2) de zijde を生糸と訳したが、正確には生糸 de ruwe zijde と絹織物 zijd
stoffen を指すと思われる。ただし表1 (5頁) のコラム4から分かるよう
に de zijde のうち大部分は生糸である。生糸、絹織物 de zijd en de
stuckgoederen と書かれている場合もある。

なお、トンキンの生糸にはトンキン生糸、節糸 sittouw、フロス糸 flos-
zijde、ポール糸 poilzijde、赤・白・黄燃糸 getweerde zijde、縫い糸
naaizijde などがあり、絹織物には縮緬 gillems、トンキン倫子 Tonkineese
pelings、北絹 hockins、フーフェロン gouwerons、沙綾 panghsis などが
あった。

(1993年2月3日稿)